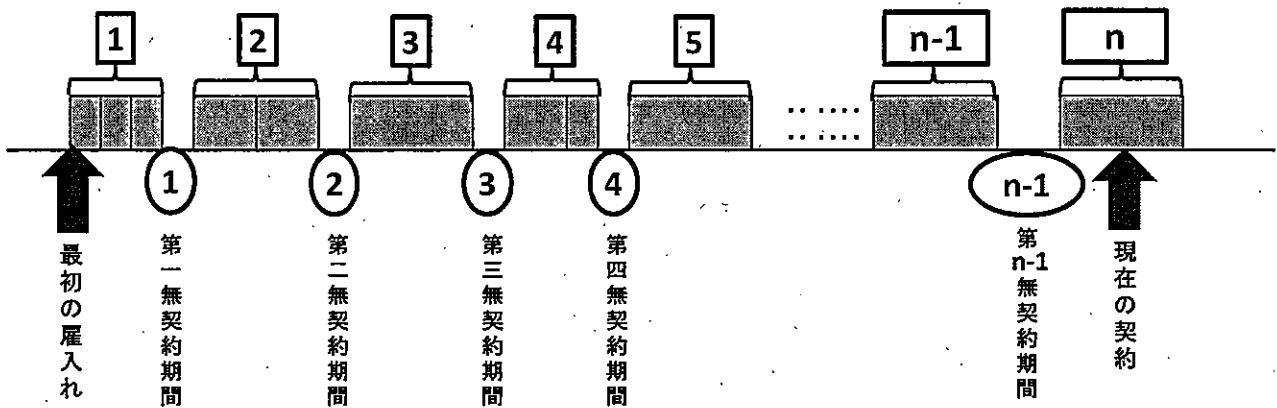


労働契約法第十八条第一項の通算契約期間に関する
基準を定める省令案要綱参考資料

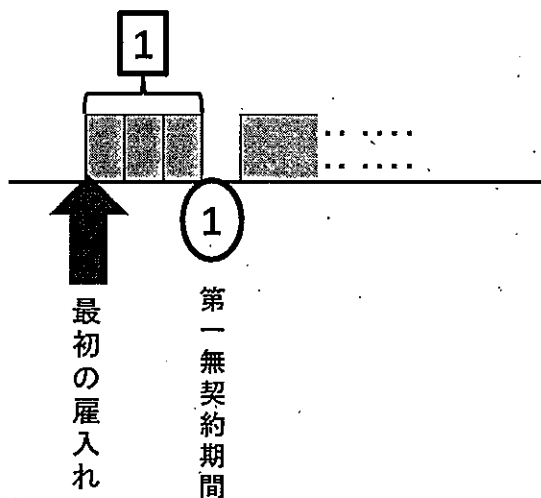
資料No.5



第一 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める基準

- 一 労働契約法第十八条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の(一)から(四)までに掲げる無契約期間(一の有期労働契約の契約期間が満了した日とその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間がある場合の当該期間をいう。以下第一において同じ。)に応じ、それぞれ(一)から(四)までに定めるものであることとすること。

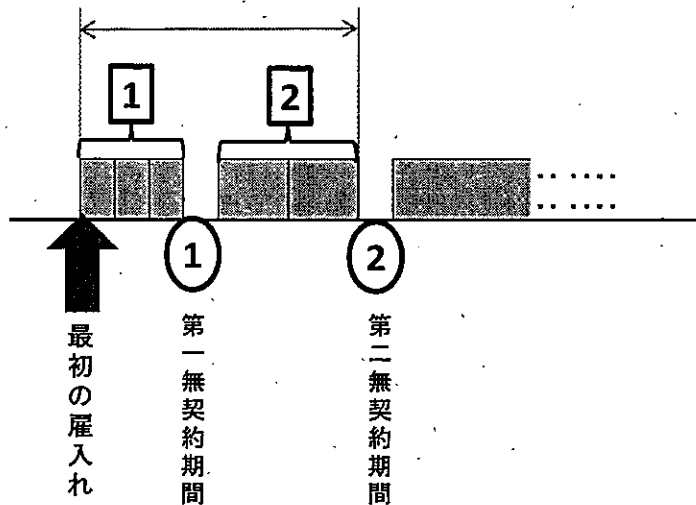
- (一) 最初の雇入れの日後最初に到来する無契約期間(以下「①」という。) ①の期間が、①の前にある有期労働契約の契約期間(2以上の有期労働契約がある場合は、その全ての契約期間を通算した期間)【1】に2分の1を乗じて得た期間(6月を超えるときは6月とし、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月として計算した期間とする。)未満であること。



【1】×1/2 と ① を比較

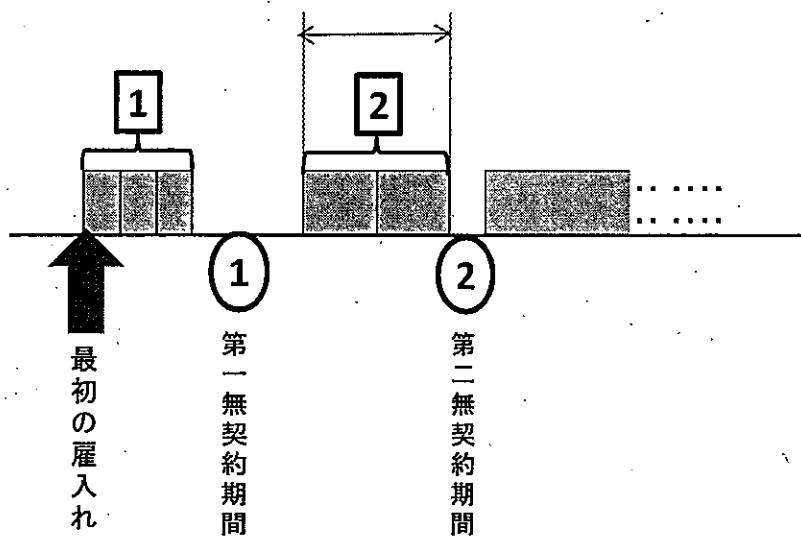
(二) ①の次に到来する無契約期間（以下「②」という。） 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ ①が(一)に定めるものである場合 ②の期間が、②の前にある全ての有期労働契約【1, 2】の契約期間を通算した期間に2分の1を乗じて得た期間（6月を超えるときは6月とし、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月として計算した期間とする。）未満であること。



$(1 + 2) \times 1/2$ と ② を比較

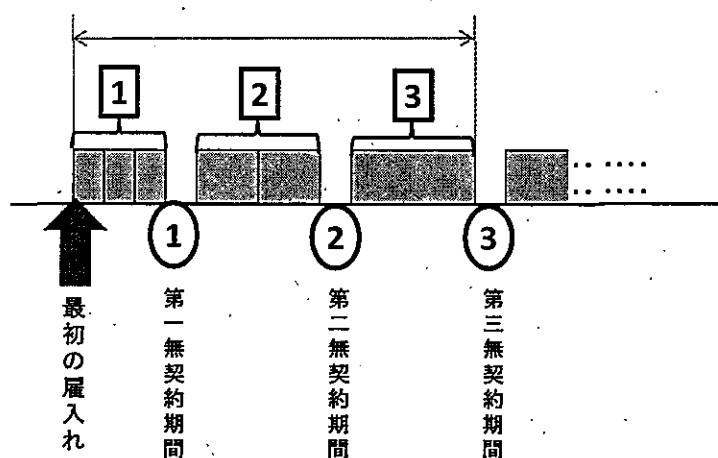
ロ イに掲げる場合以外の場合 ②の期間が、①と②の間にある有期労働契約【2】の契約期間（2以上の有期労働契約がある場合は、その全ての契約期間を通算した期間）に2分の1を乗じて得た期間（6月を超えるときは6月とし、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月として計算した期間とする。）未満であること。



$2 \times 1/2$ と ② を比較

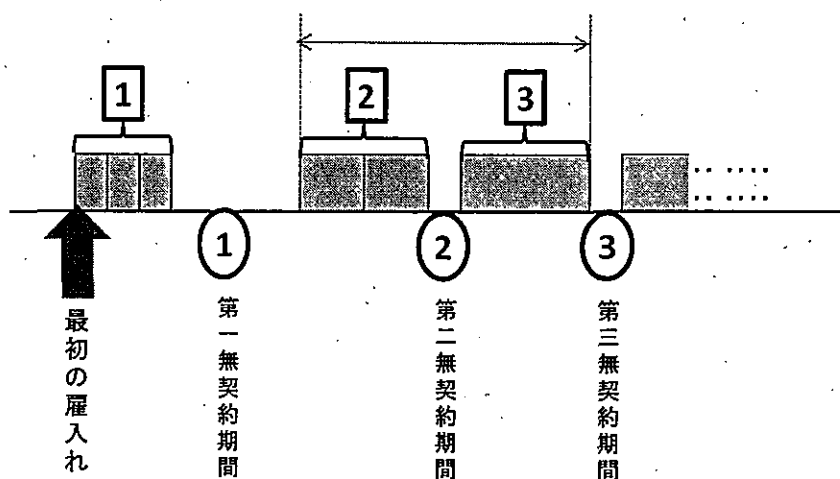
(三) ②の次に到来する無契約期間（以下「③」という。） 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ ②が(二)イに定めるものである場合 ③の期間が、③の前にある全ての有期労働契約【①、②、③】の契約期間を通算した期間に2分の1を乗じて得た期間（6月を超えるときは6月とし、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月として計算した期間とする。）未満であること。



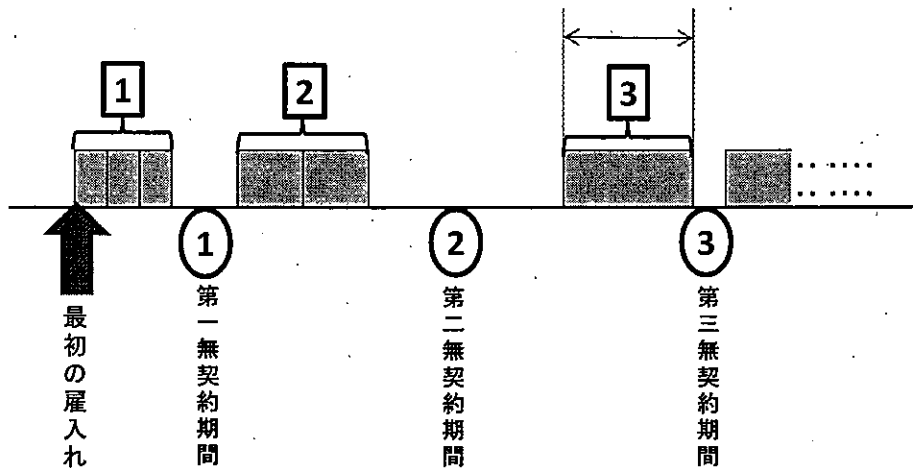
$$(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 1/2 \text{ と } \text{③} \text{ を比較}$$

ロ ②が(二)ロに定めるものである場合 ③の期間が、①と③の間にある全ての有期労働契約【②、③】の契約期間を通算した期間に2分の1を乗じて得た期間（6月を超えるときは6月とし、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月として計算した期間とする。）未満であること。



$$(\text{②} + \text{③}) \times 1/2 \text{ と } \text{③} \text{ を比較}$$

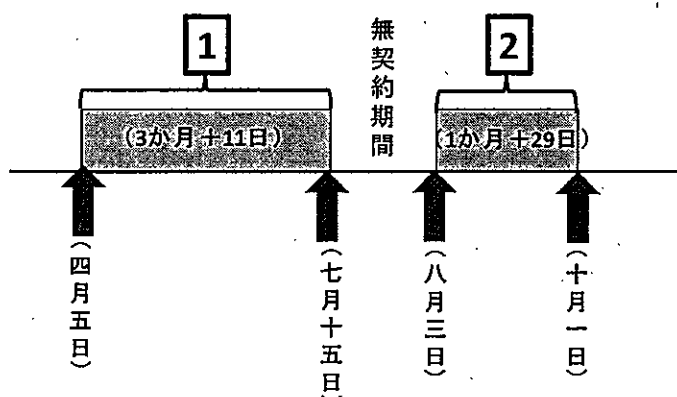
ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合 ③の期間が、②と③の間にある有期労働契約【③】の契約期間（2以上の有期労働契約がある場合は、その全ての契約期間を通算した期間）に2分の1を乗じて得た期間（6月を超えるときは6月とし、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月として計算した期間とする。）未満であること。



③ × 1 / 2 と ③ を比較

(四) ③後に到来する無契約期間 当該無契約期間が、(一)、(二)及び(三)の例により計算して得た期間未満であること。

二 一により通算の対象となるそれぞれの有期労働契約の契約期間に1月に満たない端数がある場合は、これらの端数の合算については、30日をもって1月とするものとする。



$$\begin{aligned}
 & \text{① (3か月+11日)} + \text{② (1か月+29日)} \\
 &= \text{(4か月+40日)} \\
 &= \text{(5か月+10日)}
 \end{aligned}$$